

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成25年9月13日(金)午後2時～午後4時

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

熊本地方裁判所長 永松健幹(司会)

熊本地方裁判所裁判官 松尾嘉倫(刑事部部総括判事)

熊本地方検察庁 栗木 傑

熊本県弁護士会所属弁護士 村山雅則

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者： 本日は大変お忙しい中、この裁判員経験者の意見交換会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、裁判員制度は制度発足以来4年以上が経過しまして、幸いにして国民の多くの方々に好意的に受けとめられております。しかし、中には刑事裁判という、法律にかかわる仕事に関与して、有罪無罪を判断し、しかも刑の重さまで決めるといえることができるだろうかという点に不安を抱いておられる方もおられることと思います。

そこで裁判員経験者の皆さんに、国民の皆さんが安心してこの裁判員裁判に参加していただけるように、率直な御感想や御意見をお話しいただき、これを国民の皆さんにお伝えしようと思っております。

また、昨年末に裁判員制度の実情についての検証報告書というのが最高裁判所から公表されましたけれども、実際に裁判員となられた方にとりまして、現在の裁判員制度、裁判が分かりやすいものになっているかどうかというようなことにつきまして、直接裁判員経験者の皆さんに語っていただき、その内容を今後の実務の運用に生かしていきたいとも考えております。

限られた時間ではありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、意見交換会を始めます。本日は裁判員経験者の皆さん、6名の方に御参加いただいております。皆さんは今年1月から5月までの4件の裁判員裁判に裁判員として関与をしていただき、お仕事をしてい

ただきました。その節は大変お世話になりました。お疲れさまでした。

法曹三者からは、裁判所側からうち3件の事件で裁判長を務められました松尾裁判長に出席していただいております。必要な場合には説明をするということにしております。また、検察庁からは栗木傑検事に、それから弁護士会からは村山雅則弁護士に御参加いただいております。御説明や御質問を適宜していただくということにいたしております。

それでは、本論に入りますが、また皆様が裁判員となって関与された事件から、最も古いものになりますと、もう半年以上が経っているということになりますけれども、裁判員として参加されてからの全般的な感想や印象などにつきまして、何でも結構ですので、一言ずつお話をいただければと思います。

それでは、まず1番の方からお願いできますか。

経験者1： 参加しての全体的な印象としては、この制度が始まったことはテレビとか新聞とかで知っていたんですけど、選ばれるまで意外と他人事のような印象があって、実際に書類が来て、裁判所に来てくださいというときも、最後まで、その中から数名しか選ばれないということなので、自分には余り関係ないことかなということ、当初は思っていたのですが、実際選ばれてからは、やはり、逆に、不安な面もありましたけど、やってみようかなというか、そういうのを経験して、なかなか経験できないことなので、すごく今後にも有意義なものになるんじゃないかなという感想は持ちました。実際経験して、すごくよかったなというか、そういう印象を持っています。

司会者： どうもありがとうございました。

それでは、2番の方、お願いいたします。

経験者2： 経験させていただきまして、ふだんの自分の生活からは全く別の世界の出来事を見させていただきまして、特に、裁判中のやっているところ、

裁判官の方たちと同じ目線のほうから見せていただくというような、本当にふだんは体験できないような経験をさせていただいたことに関しては、それはすごくよかったと思っています。

ただ、やっぱりすごく罪のことを考えたりとかというときには、自分たちがやっぱりそれを決めていいのか、自分がそういう立場でいいのかということは、毎日その間はいろいろと考えたり悩んだりというのはありましたけれども、終わってしまっただけからは、やっぱりなかなか体験できることではないので、これは参加できて、やっぱりよかったなというふうに感じました。

以上です。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは、3番の方、お願いいたします。

経験者3： 私も大体同じなんですけども、裁判所に行くということ自体が考えられないことでした。実際、候補に挙がった、また裁判員になったということ、何か重大なことを任されるんじゃないかというような、そういうような不安というのがいっぱいありました。

その中でも、裁判所におきまして、大変親切にさせていただきました。不安を持っていた中の半分ぐらいは解消できたかなと思いましたが。裁判がだんだん進むうちに自分が本当に裁判員として、量刑を科したりとか、そういうことをすることが本当に自分に合っていることかなあと本当にそれは思いました。で、なぜ自分が選ばれたのかというのを本当に思いましたけど。

今年の6月か7月ごろだったと思いますけども、小学生向けの模擬裁判があったということをテレビで見ました。私たちはもう全く経験のない世界に入ってきたわけなんですけども、少しでもそういう経験をするような、模擬でもいいんですけども、見学できるような、そういうもの

があればもっと参考になったんじゃないかなという事は思いました。

やはり裁判が終わりました、裁判所を出るときに、気持ち的になかなか晴れなかったというんですかね、重苦しい気持ちで、この裁判所を後にしたということがありました。また、裁判の報道を見るたびに、時々思い出して、やっぱり考えることがありました。でも、かなり自分のためにはいい経験ができたなというふうに思っております。ありがとうございました。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、4番の方、お願いします。

経験者4 : 皆さん、おっしゃったのと余り変わらないんですけども、全然違う世界のことを経験できたということはすごくよかったことだと、今、思えば思うんですけど、その裁判に参加している当時は、ちょっと遠方なものでしたので、ちょっと家に帰れなかったという点がちょっと気分的にもありますけど、大変だったというところです。

よく裁判が終わってから近所の方に裁判員に選ばれたんだってねというふうに聞かれたんですけど、それはそれなりにいい経験だったよ、こんなことだったよというふうには、皆さんにはお話しできたので、とてもよかったと思っております。

司会者 : どうもありがとうございます。

5番の方、よろしくお願いします。

経験者5 : 私も裁判員に参加して感想は皆さんとほとんど同じなんですけど、貴重な経験ができたと思っています。

また、裁判に自分が参加して、何か意味があったのかみたいな感じで考えています。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは、6番の方、お願いします。

経験者 6 : ほとんど感想というのは同じような形になるんですけども、初めて裁判を見たのが裁判員としてということだったわけなんですけども、私、職業柄、教員をしておりますので、生徒に今回の経験したことを守秘義務に触れない程度のところは伝えていけますので、担任を持っていますので、クラスの生徒には随分話をしましたけども、今回の裁判員として裁判に参加させていただいたことが、子供たちにも少しは広げていければいいなと思って、今、日々生徒たちにも時を見て話をしているところです。大変勉強になりました。

以上です。

2 審理について

司会者 : どうもありがとうございました。

皆さん、非常にいい経験になったという御感想をお持ちだということで安心しました。

それでは、次に、最高裁の検証報告書を読みますと、最近のアンケート調査によると、審理内容が理解しやすかったという割合が年々ちょっと減少しているというようなことが指摘されております。

そこで、実際に裁判員裁判に関与された裁判員の方々にとりまして、審理が分かりやすかったかどうかというような観点から、裁判の順序に従いまして、これから若干聞いてまいりたいというふうに思います。

まず、審理の初めに検察官、弁護士、双方から冒頭陳述というのがあったと思うんですけども、初めて法廷に入られて大変緊張されていたときに行われた手続かとは思いますが、この冒頭陳述の内容というのは頭に入りましたでしょうか。この冒頭陳述の関係で御感想や御意見がおりの方はおられますかね。

それでは、冒頭陳述が頭に残ったと思われる方、手を挙げていただけますか。自分の事件を振り返ってみて、いかがですか。逆に、もう冒頭

陳述で何があったかよく頭に残っていないという方。1番，2番の方ですね。

冒頭陳述の際は，検察官，恐らく弁護人のほうも冒頭陳述メモというのを出したと思うんですけども，これについては分かりやすかったですか。分かりやすかったと思われる方はちょっと手を挙げていただけますか。

そうしますと，1番の方は，じゃあ，冒頭陳述メモは分かりやすかったけど，冒頭陳述自体はちょっとよく分からなかったと，こんなことになるんでしょうか。どんなふうなことですかね，ちょっと教えてください。

経験者1：　そうですね。冒頭陳述というか，審理とか，評議というか，そういう言葉自体も日ごろちょっと耳にしないもので，実際，冒頭陳述というのがどういうものかとか，たしか証拠ではないというような説明を受けて，そのこの差というのが後々になって分かってきたなという感じでした。

司会者　：　まあ，大体今，午前中に選任手続をやって，その日の午後から審理をやって，最初に起訴状の朗読があって，その後にこの冒頭陳述というのがあるということで，非常にばたばたと，こう手続が進むので，そんなふうな，要するに，時間的に余裕がないから，冒頭陳述のことがちょっと頭に残らないとか，そういうことはないですか。いかがでしょうか。せわしないなというような感じはお受けにならなかったですか，大丈夫でしたか。

2番の方，午前中に選任手続をやって，午後からすぐに審理を始めるということでせわしないなあとか，何かその辺については，御感想なり御意見なりございませんか。

経験者2：　正直言うと，心の準備がないままに，**ど**んどん，**ど**んどん進んでいくという感じはしましたので，そのときはしっかり聞いていたんですけど，

ちょっと、当時のことをちょっと思い出していたんですけど、そのときのことはしっかりちょっと思い出せないんですけど、そのときはしっかりちゃんと聞いていたと思うんですけども、ただ、やっぱり時間的な余裕とか、気持ちの切りかえもないままに、どんどん、どんどん進んでいったというのはやっぱりあったと思います。

司会者： 検察官側の主張するところと、弁護側が主張するところのポイントというのが違うという、主に情状が争われた事件だと思うんですが、検察官側のほうからこういう悪い情状がありますよというような主張があり、弁護側からはこういうふうないい情状がありますよというような主張があり、最初の主張の段階でお互いに言い合ったということだろうと思うんですけど、その辺について何か分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、何か御感想なり御意見なりございませんか。

特にありませんでしょうか。大体、時間的には25分とか30分とか、それぐらい時間を使ってやっていたと思うんですが。冒頭陳述メモはいずれの事件も大体よく分かったと、こういうことでよろしいでしょうか。

これは検察側と弁護側と、何か、出来、不出来というか、違いというか、そういうのは何かありましたか。何か違うところとかありませんでしたか。

3番の方、いかがですか。

経験者3： 被告人が、私の事件はもう認めておりましたので、状況的にはそう食い違うというのはありませんでした。ですから、聞いておっても、書類にされたものを見ていっても、大した問題ではないなということは思っていました。

司会者： 分かりました。特に冒頭手続の関係で、何か御意見や御感想はありませんでしょうかね。

それでは、次に、証拠調べについて伺います。

この書証の取調べや証人尋問，被告人質問等の調べが分かりやすかったかどうかということで，お尋ねしてまいりますけども，まず最初に，書証の取調べが，これについては供述調書を朗読するというところで行われたと思うんですけども，皆さんが参加された事件は，短い事件でも30分以上，長い事件で1時間ぐらいは書証の朗読というのがあったようなんですが，朗読による取調べについては，内容は聞いていて分かりましたか。

4番の方，いかがでした。

経験者4： 内容はもう理解できました。

ただ，ちょっと1点気になったところが，最初，検察官からの説明があったので，自分的にはそっちのほうに気持ちが大きかったし，弁護人の方のお話を聞いたら，何か刑を軽くしてくださいとか，何かそういうふうな受け止められたんですね，私，個人的に，何か検察官の方のほうに気持ちが大分入り込んでしまったというような感じも受けました。

司会者： どうもありがとうございます。調書の朗読を聞いて，そんなふうな気持ちになったということですかね。

書証の朗読だとちょっと分かりにくいとか，それとか時間的にも長いんじゃないかとか，いろいろ意見があるんですけども，5番の方は書証の朗読を聞かれて，何か御感想や御意見，何かございませんでしょうか。特にありませんか。よろしいですか。

朗読のスピード，聞き取りやすさ，これについては，5番の方，どうでしたか。聞き取りやすい速度で朗読されていましたか。

経験者5： そうですね。聞き取りやすかったです。

司会者： 朗読の長さが長過ぎるというような意見もあるんですけども，皆さん，1時間程度，長くて1時間程度の今回事件なんですけども，6番の方は朗読の時間自体については何か御感想や御意見等ございますか。

経験者 6 : 特に長かったとかいう意識はなかったような気がします。先ほど、5番の方も言われましたけども、読み上げられる速度も非常に適切な速度で、聞きやすいような感じでしたので、特に長いとか短いとか、そういうあんまり時間的なことで何かもやもやしたというようなところはございませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

それから、今度、第1事件と第3事件の関係で何うんですけど、情状証人を除きますと、書証だけが取り調べられて、証人尋問というのが特にはなかったんですけども、証人から直接聞きたいとか、そういうふうな気持ちというのは起こらなかったですか。

1番の方、いかがですか。

経験者 1 : もう一度、・・・。

司会者 : 第1事件と第3事件というのは書証だけが取り調べられて、情状証人というのは別ですけども、犯罪自体に関する証人としては取調べがないまま、書証の朗読で、書証の取調べで終わって、あと被告人質問があると、こういうふうなことなんですが、誰か証人に直接尋ねたいというような感じになるようなところはありませんでしたか。書証での取調べで十分分かったということによろしいでしょうか。

経験者 1 : 特に、進むがままじゃないですけど、特にそこに疑問とかは感じずに、全体が進むのを何か・・・、そういう感じでした。

司会者 : 第3事件の関係でもそうだったんですけども、3番の方や4番の方で、特に直接証人として聞きたいなあとか思わずに、書証で、それを朗読を聞いて証拠調べを終わるということで、特に問題は感じられませんでしたでしょうか。

経験者 3 : 特にそう思わなかったんですけど、そのときはですね。ただ、後ではちょっと質問したいなと思ったことはありました。ただ、質問の仕方が

分からないというか，どういう立場で質問の内容，言い方を言ったらいいかというのがちょっと，時間が短かったせいもあって，考える暇がなかったというのが現状だったですね。

司会者 : 4番の方，いかがですか。

経験者4 : 特に感じませんでした。

司会者 : どうもありがとうございます。

逆に，第2事件と第4事件というのは，犯罪事実の関係でも証人を呼んだという事件だったんですけども，第2事件の関係では証人を，検察官申請証人ということで取調べが行われたんですが，2番の方は証人尋問は聞いていて，内容的にはよく分かりましたか。

経験者2 : 内容的にはよく分かったんですけど，やっぱり後であれ聞いておけばよかったなとかいうのは，みんなで話し合っている中で，そういう意見がありました。ただ，そのときに，やっぱりどうやって聞いてよかったのかな，タイミングとかそういうのが初めてなものですから，なかなかできなかったです。

司会者 : どうもありがとうございます。

その関係で，ほかの証人とか，ほかの参考人とかは書証の朗読で終わって，1人だけ証人として呼んで直接聞いたということになりますよね。それ，証人として直接呼んだほうが分かりやすかったのか，それとも朗読で聞いていたほうが分かりやすかったのか，その辺の分かりやすさの程度というのは，書証の場合と証人として呼んだ場合というのでは違いがありましたか。

経験者2 : それはやっぱり証人の方が話せば，やっぱり生の声が聞こえますので，感情的なことも含めて，やっぱりそれは違ったです。

司会者 : どうもありがとうございます。

今度5番と6番の方にも同じような質問なんですけども，証人から直

接聞いて話は分かりやすかったですかね。いかがでしょう，5番の方，6番の方。

経験者5：　そうですね。分かりやすかったです。

司会者　：　6番の方は，証人として呼んだ人，それからそうじゃない人，そうではない人は書証ということで，書証が朗読されたわけですけど，その点でやっぱり分かりやすさというのは大分違いましたでしょうか。

経験者6：　そうですね。やはり証人の方が来られて，直接物をやりとりしたとか，そういう話を直に聞くと，さっき聞いた言葉をしっかりと別の方の裏づけでということ，はっきりと分かりましたので，非常に，証人の方からの話を聞いて，その後，いろいろ評議するときにも役に立てたので非常によかったんじゃないかなと思いました。

司会者　：　どうもありがとうございます。

証人尋問をやった事件もそうですし，それをやらない事件でもプラスして被告人質問というようなことで，いずれにしても直接人を聞くという証拠調べをやったわけですけども，時間的には被告人質問が1時間半とか2時間とかかかった事件もあるんですが，この証人尋問や被告人質問の時間についてはどんなふうな御感想でしょうか。何か御意見，御感想ありませんですかね。

1番の方，いかがですか。

経験者1：　ちょっとはっきりと時間的なものはもう覚えていないんですけど。

司会者　：　手元の資料だと，被告人質問で合わせると，検察側，弁護側，それと裁判所を合わせて150分程度，だから2時間半ぐらい聞いたようなんですよね。だから，結構な時間聞いていると思うんですが，長過ぎた，途中で話が分からなくなったとか，いや，十分だったんだとか，何か，被告人質問の時間的なところでは何か問題があるというふうに思っておられるのか，それともこの程度なんだろうなと思ったのか，その辺どん

な感想ありますか。

経験者 1 : ちょっとそれを踏まえて初めてなものだったので、こんなものなのかなというふうな感想と、あとは休憩を挟んだかがちょっとはっきり覚えてないんですけど。

司会者 : 休憩を挟んで聞いていると思いますが。

経験者 1 : それに関してはすごく疲れたとか、長過ぎるというような印象はなかったです。

司会者 : それから、これは双方の当事者である検察官、それから弁護士、それぞれ尋問しているわけですが、その尋問のやり方について、何か御感想や御意見をお持ちの方、おられませんかね。繰り返しが多かったとか、無駄な質問があったんじゃないかとか、何か、そんなふうなこととか、批判的な御意見があればぜひ聞かせていただきたいと。今後の役にも立ちますので、何かそういうところはありませんでしたか。特に質問の際に問題を感じたというようなことはないですかね。

2 番の方、いかがでしょうか。

経験者 2 : どちらかというと分かりやすかったと思いますし、控室に帰って裁判官の方から、例えば検察の方が何でこういう質問をしたのかとか、そういう話なんかも聞かせてもらったので、帰って、また、もう一回頭の中でまとめることができましたので、それはよかったと思います。

司会者 : 分かりました。

それと書証の取調べの関係で、今回は対象事件が殺人事件があったわけですが、証拠書類の中に遺体の写真というのがあったわけですね。それで最近、遺体の写真を見て裁判員の方がストレスが高いのではないかというようなこともちょっと話題になっておりますので、写真の取調べについて、御意見や御感想をちょっと伺いたいんですが。

まず、1 番の方は被害者の方の遺体の写真というのが取調べられたと

思うんですけども、写真を御覧になってからどんなふうな感想をお持ちになったのか、率直な感想を伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

経験者 1 : 普通のという言い方はちょっとあれですけど、普通の遺体じゃなくて、やっぱり殺人で、外傷といいますか、顔も腫れ上がったりとか、出血の跡があったりとか、そういうような写真を見たので、実際見てからちょっとショックな出来事の一つではありました。その後、ちょっとPTSDみたいな、それがいつまでも残るといのはなかったですけど、すごくやっぱり衝撃的な瞬間ではありました。

司会者 : 写真をお見せしますよというようなことは、これ、予告をした上でお見せしていたと思うんですけども、それは自分の気持ちの上では、そういう予告というのは役立ったと思われませんか。

経験者 1 : あらかじめ、そういうふうに予告してもらおうということは、何かしら心の準備にはつながったのではないかと考えています。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは2番の方、遺体の写真を御覧になってからの御感想などありましたらお願いいたします。

経験者 2 : そういう遺体の写真が出るという説明は前もって聞いていたので、ある程度心の準備はあったんですけど、印象的には、目の前に置いてある画面、あれに出てくるときに今から出るというようなことを言ってもらったほうがよかったのかなと、見ていたら突然、こう写真が出てきたというような感じだったので、ちょっと、その辺はやっぱりびっくりするところでしたですね、やっぱりいきなり出てくると。

司会者 : どうもありがとうございました。

それでは、5番の方、6番の方にも同じような御質問なんですけど、5番の方、いかがでしょうか。どういうふうな御感想をお持ちでしょうか。

経験者 5 : 一応、前もって予告があったのはいいことといたしますか。あと遺体の写真を自分は1枚見たんですけど、ちょうどうつ伏せだったので、そこまでショックはなかったです。仰向けの写真だったらと思って、ちょっとぞっと・・・。

司会者 : うつ伏せの写真だったから、まあ、よかったというような、そんなにショックは感じなかったと、こういうことですかね。

経験者 5 : はい。

司会者 : 分かりました。

6番の方、いかがでしょうか。

経験者 6 : 同じ事件ですので、うつ伏せの写真を1枚だったんですけども、当初3枚ぐらいある予定だったみたいですけども、検察官の方の御配慮だったと思いますけど、1枚だけにしますということで1枚だけ見せていただきました。

やはり傷の状況であるとか、顔が腫れ上がっているとか、そういうところまでやっぱりしっかり見ることで、後の評議には活かしたんじゃないか、あれがなかったら、何か本当にこういうふうな殺人、私たちのときは幫助だったんですけども、その実感が湧かなかったのかなというふうな思いはしました。見て、気持ちいいものではありませんでしたけど、やっぱり評議する中では欠かせない写真ではなかったのかなあと思っております。

司会者 : 評議をするには、非常に役立った証拠だったと、こういうことですかね。

この遺体の写真については、何か見せ方とか、写真について、何か御感想、御意見等ございますか。ほかの方でも結構ですけども。

大体、5番、6番の方、一応写真を見せる前は写真を見せますよという予告はあったと、こういうことですかね。分かりました。

それでは、最後が論告弁論ということになるんですけども、審理の終わりに検察官から論告求刑があって、それに対して弁護側から最終弁論があると、こういうことですが、それぞれ論告弁論について、何か御感想、御意見ございませんか。もう少しこうしたらよかったのにとか、ここが足りなかったんじゃないかとか、何かそういう御指摘でも結構ですけども、いかがでしょうか。

1番の方、いかがですか、何か。内容的なことでも結構ですし、時間的なことでも結構ですが。

経験者1： それに関しては十分な時間をとっていただいたというのと、裁判長を始め、裁判官の皆さんがうまくアドバイスというか、導いてくれたという印象があります。

司会者： どうもありがとうございます。

2番の方は、論告弁論に関して何か御感想、御意見、ございませんでしょうか。

経験者2： 今、1番の方と一緒に、その点に関しては何もありませんでした。

3 評議について

司会者： それでは、一応証拠調べ、それから論告弁論が終わって、最終評議ということで、評議の問題に移りたいと思います。

裁判官を交えて、裁判員の方、評議をされるんですけども、評議の時間ですね、まず、評議の時間についてはどのような感想をお持ちでしたか。まず、評議の時間は適切だったのか、長過ぎたのか、短過ぎたのか、いろんな御感想が、御意見があろうかと思うんですけども。松尾部長がおられる前で言いにくいかもしれませんが、時間的なところで何か御意見、御感想、伺いたいと思います。

3番の方、いかがでしょうか。

経験者3： 今、思い出しているんですけども、初めてのことだったし、割とスム

ーズに審議が進んだと思います。それで、特別障害になるということもなかったし、時間的に云々というのは分かりませんが、いい時間じゃなかったのかとは思っています。

司会者： どうもありがとうございます。

これ、ちょっとなかなか言いにくいかもしれませんが、手を挙げていただいて、もう少し時間が欲しかったという方おられますか。

経験者2： 話には十分に時間をいただいたんですけど、最後の刑を決めるとき、この時間というのはもうちょっと時間があつたほうがよかったのかなと思いました。

司会者： 最終の量刑を決めるときの評議。

経験者2： そうです。罪に対して刑がどのくらいかというのが、自分たちは分からないものですから、何年ぐらいが妥当かというのはちょっと分からないんですけど、それを何年かと尋ねられたときに、やっぱり、その辺はもうちょっと時間をいただかないと、何年というのがちょっと分かりません、自分は、罪に対して。

司会者： 分かりました。ほかに評議に関する、今、ちょっと時間的な面で何か御意見や御感想、おありの方はおられませんでしょうか。

審理の際も適宜休憩をとりながら審理していたと思うんですが、評議も間がちょっと、インターバルをとりながら、評議をしていったと思うんですが、休憩のとり方についてはいかがでしたか。

4番の方、いかがですか。

経験者4： 時間的にはとても心地よいと言ったらなんですけど、うまい具合に、スムーズに進んでいったという感想です。

司会者： どうもありがとうございます。

もう少し詰めて議論して、余り途中で休憩で時間を切られるのはかえっていけないんじゃないかとかいうような、そんな御意見の方はおられ

ませんか。適当な間隔でスムーズに評議ができたと、こういうふうな感じですかね、4番の方は。

経験者4： はい。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは、今度、評議の話しやすさという観点からちょっと伺ってまいりますけども、評議は話しやすい雰囲気であったかということについて、皆さんの御感想をちょっと伺いたいんですけども、5番の方、いかがでした。

経験者5： 評議の場自体は話しやすいようにしてあると思うんですけど、自分的にはなかなかちょっと話しづらい部分がありました。

司会者： 議論するのに、なかなか難しいところもあったということですかね。

経験者5： そうですね。かなり難しかったです。

司会者： 6番の方はいかがでしょうか。

経験者6： 先ほど、私、教員と言いましたけども、学校の中にも補導委員会というのがあって、生徒が悪いことをしたときに指導処置を決めたり、話し合いをするんですけど、非常にそれに似ていたなという気がいたしました。まあ、法廷の中でいろんな証拠とかそういうの見聞きしながら、分からないところは裁判官の方たちが、まあ、こういうことをやったときにはこれぐらいの刑になるんですよとか、そういうアドバイスを出していただけますので、有罪か無罪かとか、じゃあ、この方がやられたことに対してどれぐらいの刑にするのか、量刑を決めるときにも、非常に私としてはやりやすかったなという感じがしました。

途中で、その評議の間でも休憩なんかもとりますけども、休憩の間にも、さっきこういう話が出たけどもどうだったかなと、また、その休憩の間に、冷静にもう一回考えることができたりとか、そういう意味では、非常にこう、私としてはスムーズに行けたのかなというふうに思いまし

た。

司会者：　　どうもありがとうございます。

1 番の方は評議に関しては何か，話しやすさという観点から，御感想や御意見はございませんでしょうか。

経験者 1：　　あくまでも裁判員主体で話を進めてもらったのかなという印象で，その中でどうしても分からない部分は裁判官の皆さんがそこで適宜アドバイスをくれて，先ほど 6 番の方もお話しされていましたが，適宜休憩を挟んでもらったので，休憩の間にまたちょっと冷静になって考えることができたんじゃないかなというふうに思っています。

司会者：　　2 番の方は評議に関して，先ほど最終評議，刑を決める時間がもう少し欲しかったなという御感想だったんですが，そのほかに評議の話しやすさとか，何かそのあたりについて，御意見，御感想はございませんでしょうか。

経験者 2：　　途中の話合いもすごくやりやすかったというふうに思っています。分からなかったら質問すればすぐ裁判官の方に分かりやすく，本当に分かりやすく御説明いただきましたし，その辺は十分な時間をとれてよかったと思います。

司会者：　　どうもありがとうございました。

それでは，あと守秘義務に関するところで，評議に関することにもなりますが，守秘義務について若干御感想や御意見を伺いたいと思います。

裁判員であった方には守秘義務というのが課せられておるわけですが，この守秘義務の負担感については，皆さん，率直なところ，どんなふうにお考えでしょうか。そこを，3 番の方，いかがでしょうか。

経験者 3：　　4 日間の裁判だったわけですが，本当，慣れないことで，もう目いっぱいのところまで裁判が終わって家に帰るわけですが，家に帰って家内に言えないわけです。そういうところのもどかしさ，ふだんはやっ

ぱり家族ですからいろんな話をやるわけですけど、何となく口が重たくなって、気持ちも重たくなってというふうな感じだったです。ですから、守秘義務はどうしても守らなければいけないことですけども、そういうふうな責任感というか、自分をだんだん、だんだん落とし込めていくような感じがあったのはありましたですね。

司会者： 4番の方はいかがでしょうか。

経験者4： 自分に課せられた守秘義務というのはそんなに負担ではなくて、ちゃんとできたという感じはありますし、私は裁判の4日間の間は家に帰りませんでしたので、話そうと思っても話す相手がいないという点はかえってよかったかなというふうに思います。

司会者： どうも御苦労さまでした、本当に。

守秘義務の関係で、5番の方、6番の方、いかがでしょうか。まず、5番の方、何か御感想や御意見、ございませんでしょうか。

経験者5： 感想としましては、別に全然問題はないというような感じでした。

司会者： 6番の方、いかがでしょうか。

経験者6： まず、守秘義務については、非常に神経質に最初はなっていたんですけども、帰ると、翌日の新聞を見ると、新聞に出ているから、新聞に出ているところまではいいいんだというのが、非常に新聞報道は精神的に楽になりました。ここまでは書いてある、じゃあ、ここまではいいんだ。特に、評議とかそういうのを特別に知ったことについては一切出さないようにしていましたけれども、新聞に書いてあることで家庭内で話すこともできましたし、特に、最初は負担に思っていたんですけども、翌日は非常にすっきりした形で過ごせましたので。

司会者： 法廷で行われることは、公開の法廷で行われていることですので、それはもう全然守秘義務の範囲外の話ですので、余り負担を感じずに過ごすことができた、こういうふうな御意見だということですね。分かり

ました。

これで一通り私のほうから審議の流れに従いまして裁判員の方の御感想や御意見を伺ってまいったんですけども、本日は、栗木検事と村山弁護士に御参加いただいておりますので、これまでの議論の中で出たことや、それから出ていないことなど、何でも結構ですので、それぞれ御質問いただければと思います。

まず、栗木検事のほうからお願いいたします。

検察官： 熊本地検の栗木と申します。

先ほどの話題の中で、証拠調べで書証、供述調書などの取調べについて、朗読等は比較的理解が可能であったという御意見をいただいたんですが、我々、書証の取調べに当たって、いきなり朗読するのではなくて、どういった立場の方が供述した供述調書なのか、ですとか、これによって何を立証するのかというところを初めに御説明するようにしておるんですが、そのような供述調書などの書証を取り調べる前に、もっとこの点について説明をしてもらっていけば、朗読なり書証の中身についての説明が頭に入りやすかったなどといった御意見があれば伺いたいなと思うんですが、よろしくお願いします。

司会者： いかがでしょうか。1番の方、いかがですか。

経験者1： ちょっと今の話を聞いても、私はなかなか理解に苦しむ、難しいなっ
て感じるんですけど、やっぱり最初から全体的なアウトラインというのが素人なもので分かっていけば、今からこういう流れの質問だなどがもうちょっと分かりやすかったのかな。それを踏まえて、多分御説明はしてくださっているとは思んですけど、個人的にはそういうふうに感じました。

司会者： 2番の方、いかがですか。書証を朗読する前に、どういう立場の方の供述調書ですというような説明を検察官のほうはしているということな

んですが，その点について分かりやすかったとか，分かりにくかったとか，何か御意見ありますか。

経験者 2 : そのときの記憶ではすごく分かりやすく話していただいたと記憶しています。

司会者 : 3 番の方はいかがです，何か御意見等ございますか。

経験者 3 : いえ，別に，その点についてはありません。非常に分かりやすかったと思いますし，状況もつかめたと思いますので。

司会者 : 栗木検事，ほかに何か御質問ございませんか。よろしいですか，その 1 点だけで。

検察官 : はい。

司会者 : じゃあ，今の御質問はこちらの 4 番以降の方もちょっと聞いてみましょうか。

4 番の方，いかがですか。

経験者 4 : 十分理解できていたと思いますけど，別に疑問とか何か，自分では感じませんでした。

司会者 : 分かりました。

5 番の方，いかがですか。

経験者 5 : 私も分かりやすかったです。

司会者 : 6 番の方，いかがですか。

経験者 6 : 皆さんと同じように，もうあれで十分ではないか。あれ以上のことをすると，逆に時間とかそういうのがかなりかかりますので，私としては非常にすっと入ってきましたので，あの程度でよろしいのではないかと思います。

司会者 : どうもありがとうございます。

それでは，今度，村山弁護士のほうからどうぞ，御質問があればお願いいたします。

弁護士： 個別の担当者にも聞いてよろしいですか。

1点気になったのは、3番の方が、一番最初の感想のときに、裁判が終わって気持ちが晴れなかった、重苦しい気持ちで裁判所を後にしたというようなことをおっしゃっていたと思うんですけど、その原因はどういうところにあったのかというのをお話しいただければと思います。

経験者3： 裁判で云々ということじゃなかったんです。ただ、被告人の方及びその家族の方を見ておって、この事件は起こらなかったんじゃないかなということを強く感じたんですね。もうちょっと家族がしっかりしとったら、多分起きなかったなというような気持ちになったものだから、どうしてこんなふうになったんだらうというのが一つ重かったです。

以上です。

弁護士： ありがとうございます。

これはちょっと、私が裁判所に質問するのは変な形なのかもしれないんですけど、冒頭陳述がどういうものか分からなかったとかいうお話も出ていたと思うんですけど、裁判所は、裁判の進捗に当たって、裁判の流れであったり、冒頭陳述とはどういうもので、証拠調べがどういうものでとか、そういう説明はされていないんですか。

裁判官： 冒頭陳述の意味とか、それ以前に裁判手続の全体の流れを必ず説明はします。ただ、先ほどから話題になっていますとおり、選任手続が終わってすぐ引き続きもう裁判手続に突入してしまうので、そのあたりの理解はどうだったのかという御質問が、先ほど所長からあったと思います。裁判所としては休憩時間とか、入る前の開廷前の時間などを使って、大まかな流れとか、証拠なのか主張なのかの峻別とか、そういうことについての説明は行っております。

弁護士： 分かりました。今、聞いたのは、もし冒頭陳述がどういうものかというのが余り頭に残っていないということであれば、冒頭陳述をするに当

たって、今から私たちがすることはこういうことですかという前置きをしたほうがいいのかなどというのを感じましたので、それは今後検討したいと思います。

最後なんですけど、冒頭陳述メモであったりですとか、論告メモ、弁論メモといって、検察官や弁護人が意見を言うときに紙が配られたと思うんですが、そのメモの分量はどのくらいが適切なのかというのを教えていただければと思います。

何か、前、出てきたときには、長ければ長いほどいいという人もおられれば、見開き1枚ぐらいでまとまっていたほうがいいという方もおられれば、物すごく簡単なもので要点が非常にまとまっていればそれでいいんだという方もおられたので、今回、経験されて、どのようなお考えをお持ちなのかというのを聞かせていただければと思います。

司会者：　じゃあ、これは全員の方に伺うことにいたします。

1番の方、いかがですか。

経験者1：　必要なことであれば、1枚、2枚、3枚と、分量は多くなるかもしれないですけど、それぐらいあってもいいと思います。

司会者：　2番の方、いかがでしょうか。

経験者2：　私は適切な量だったと思いました。けれど、やっぱり全く違う世界の話を見ているわけなので、量的には適切と思うんですけど、なかなか内容がちょっと、いろいろ考え過ぎるところもあるのかもしれないんですけど。

司会者：　2番の方はどれぐらいの量だったんですか、見開き1枚だったのか。御記憶でしょうか。もう少し長かったのか、短かったのか。

経験者2：　結構長かったと思うんですね。

司会者：　長くても、その程度あってもよかったと、こういうことですか。

経験者2：　それはやっぱりいろんなことを詳しく知りたいので、それはいろいろ

詳しく書かれたほうが良いと思います。

司会者 : 分かりました。

3番の方、いかがでしょうか。

経験者3 : 適切な量かどうかというのは分からなかったですね。量ですね。内容的には理解できましたから、それが一番ベターだったんじゃないかなとは思いますが。

司会者 : 4番の方、お願いいたします。

経験者4 : 量的にはちょっと私も分からないんですけど、内容がちゃんと把握できたという点では、適切な量につながるんじゃないかなというふうに思いました。

司会者 : 3番の方と4番の方、大体どれくらいだったか御記憶ですか。見開き1枚だったのか、何枚かあったのか。御記憶ないですか。分かりました。では、5番の方、いかがでしょうか。

経験者5 : 量的には適切と思いましたが、実際・・・、難しいですね。

司会者 : 6番の方、どうでしたか。

経験者6 : 検察のほうから出ていたのは多分B4の横置き縦2分割くらいだったのかなと思います。割と箇条書的に書いてあって、非常に分かりやすく、弁護側から来たメモについては、多分A4の1枚で、文章が結構長く書いてあって、文章が長いと余り読みたくないというか、そういうのもありますので、できれば箇条書で、関連するのであれば矢印でつないでもらうとか、そういうふうな書き方をするとより分かりやすい。ただ、両方とも見ていて、分かりにくかったということではありませんけども、まあ、見る側のほうのこともちょっと考えて書き方を工夫していただくより裁判員になった方々、今後、なられる方々にとってはいいのかなと思いました。

司会者 : 文章体で書くよりは箇条書のほうが分かりやすいんじゃないかと、こ

ういうふうな御意見と、こういうことですかね。

村山弁護士のほう、これでよろしいですかね。

弁護士：最後に1点だけ、裁判員裁判が始まるころ、最初弁護人の研修ではメモは配らないほうがいいんじゃないかという意見もあったんですね。それはどういうことかという、メモを配ると、どうしてもメモに頼ってしまうので、法廷で伝えたいことは全て伝えろと、メモには頼るなというような指導も一時期はあったと私は記憶しているんですけど、やっぱりメモがあったほうがいいですかね。その点だけはちょっと一回確認したいなと思ひまして。

司会者：いかがですか。メモがあったほうがいいという方、手を挙げていただけますか。（6名挙手）分かりました。どうもありがとうございます。よろしいでしょうかね。

4 選任手続について

司会者：それでは、あと一応最後までやったんですけども、手続的には後先になるんですが、選任手続というのをやった上で皆さん裁判員に選ばれたわけですが、この選任手続におけるオリエンテーションや質問の手続について、これは裁判所がやっている手続なんですけども、これについて、何か御意見やこうしたほうがいいんじゃないかというような何か意見、ございませんかね。今後のこちらのほうの手続の関係で参考になるうかと思ひますので。どうぞ。

経験者6：6番の者ですけども、皆さんもそうだろうと思ひんですけども、出頭の通知が来ますね。裁判員になるつもりで行くんじゃないんですよね、当たらないだろうなと思ひて行くんですよ。で、先ほど弁護士さんの方から質問があったように、「冒頭陳述とか説明しないんですか」。その前にちゃんと物すごく詳しく書いてあるパンフレットをもらっているん

ですけども、選任されて、そのまま残ってその日から入っていくという意識がないものですから、しっかりとは読んできていないというか、それもあります。

それと、もう一つは、選任手続、幾つかの班に分かれて辞退に値するような理由がありますかとか聞かれるんですけど、それを終わって帰ってきて、あとはパソコンで選びますのでって言われるんですけど、本当にどういうふうにして選んでいるのかなって、分からないんですよ。で、ある一定時間たったら今から発表しますということで番号をぽんぽんぽんぽん。えっ、何で当たったんだろうというのが率直な感想でした。まあ、制度上、いろいろ途中で辞退される方もおられるし、その場には結局辞退された、辞退を申し出られた方もおられると思うんですけども、どうやってやっているのか、ただ、パソコンで抽選を、公正な抽選をいたしますと言われるだけだから、実際、どうやってされているのかというのが分からないものだから、待っているときにも、5人に1人ぐらいかのもりでしかいませんので、そこら辺がもうちょっと、すっきりとした形で分かればいいのかないかなと思いましたので、要望みたいな形になりますけども。

5 これから裁判員になる方へのメッセージ

司会者： どうもありがとうございました。率直な御感想いただきました。ありがとうございます。

それでは、最後に、これから裁判員になられる方々に対しまして、皆さんの経験や体験をもとにメッセージをお願いしたいと思います。それぞれ御自身の御感想、御意見のもとに、今後、なられる方へのメッセージということでお願いしたいと思います。

まず、1番の方からお願いいたします。

経験者1： 裁判員に選ばれてからは、私は余り被告人への質問とか、ちょっと躊

躓したりとかした部分があって、本当に言いたかったこととか余り言えなかったのも、今後なられる方は、裁判官の皆さんもお話しされていたんですけども、言いたいことをしっかりとと言えるように、あのときああ言っておけばよかったなっていう後悔がないようにしてもらいたいなと思います。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは2番の方、よろしくをお願いします。

経験者2： 裁判を経験することによって、いろいろ感じたのが、やっぱり被害者の御家族の方、加害者の御家族の方、どっちにしてもやっぱり不幸だなという感じがしましたし、やっぱりこういうところに、裁判される側のほうに座るようなことをやっちゃいけないというような、そういうことを強く感じて、やっぱり自分に対してすごく戒めみたいな気持ちになりましたので、そういうことを経験すれば、本当にきちんとやっぱり生活しなくちゃいけないなという気持ちになりますので、裁判のそういう、いろいろ裏も見えること、プラス、また正しく生活しようかなという気持ちになるという意味では、参加されたほうがいいんじゃないかなと、そんなふうに感じました。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは3番の方、お願いいたします。

経験者3： いろんな意味で裁判員に選ばれてからの不安というのはたくさんあったわけですけど、本当に、先ほども申し上げたとおりで、裁判所の対応というのがとても親切だったということで、気持ちが大変楽になりました。専門用語等の問題もありましたけども、そう難しくはなかったというふうに思うから、分からないようなところもちゃんと説明していただけるというのは、ですから、分からないことがあったときは必ず聞くというのがやっぱり原則じゃないかなと思います。そして、私たちの裁判

のときは、本当にいい方ばかりが集まっていたと思います。自分の意見というのを本当によく聞いていただいたということと、ほかの裁判員の方の意見も十分聞けたということで、いい判断材料になったんじゃないかなと思います。そういうことを気をつけられればもっといい裁判になるんじゃないかなと思います。

以上です。

司会者： どうもありがとうございます。

4番の方、お願いいたします。

経験者4： 今まで経験したことのない、全く未知の世界を経験したということで、一言で言ったらとても勉強になりましたということです。

司会者： どうもありがとうございます。

じゃあ、5番の方お願いいたします。

経験者5： 一言で言いますと、やはり貴重な経験をしたということと、あとは自分が裁判員に選ばれて、まさか本当、選ばれるなんて全然思っていなかったですけど、それが選ばれたので、誰にでもあり得ることなので、貴重な経験をしたということです。

司会者： どうもありがとうございました。

じゃあ、6番の方、お願いいたします。

経験者6： 皆さん、おっしゃったとおり、非常にいい経験をさせていただいたということと、それと、裁判所の方々、非常に丁寧にいろんなことを、分からないところを説明していただけますし、アドバイスもいっぱいしていただけますので、今後、なされる方も安心して裁判員になって、自分の意見があればあったで、堂々と言ってもらえればいいんじゃないかな。特に、先ほども質問ありましたが、御遺体の写真であるとか、そういうのも、最高裁のほうでいろいろ考えられて、イラストにしてもいいですよとか、実際、何かされた、そういうふうな形でされたところもある

と聞いておりますので、人間としての成長というか、そのためにもぜひ来たら出頭してもらって、参加をどんどんしていただければいいのかなと思っております。

以上です。

司会者： どうもありがとうございました。

皆様から貴重なメッセージをいただきましたので、ぜひ国民の皆さんもぜひ裁判員制度にどしどし御参加いただければというふうに思います。

皆さん、大変お疲れさまでした。拙い司会で申しわけありませんでしたけれども、一応、予定の時刻になりましたので、この程度で意見交換会の部は終了いたしたいと思えます。

それでは、ここで10分間ほど休憩しまして、その後は報道機関の皆さんからの質問にお答えいただくということにいたします。

どうも御苦労さまでした。

第2 質疑応答

司会者： それでは、これから記者の方からの質問に入らせていただきます。

引き続き、私のほうが進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、幹事社の記者の方から質問がありましたら、まず、社の名前を言っていただいて、その後、御質問をお願いいたします。よろしく願いします。

毎日： お疲れさまです。記者クラブを代表しまして、1題質問させていただきます。

裁判員裁判に参加されるに当たって、皆さん、お仕事がおありだったり、個人的に大事な御予定があったりとか、そういうのがもしかしたらあったと思われませんが、どのように職場に対しての御都合と申しますか、つけられてきたのか、ちょっとその辺を教えていただければと思えます。

司会者 : それでは、1番の方から順に、その辺をお教えいただけますでしょうか。どうぞ、お願いします。

経験者1 : 私の職場のほうは、会社員なんですけど、替わりがきく仕事なので、職場の上司に裁判員に選ばれましたということを当日伝えて、休暇のほうを特別休暇という形で出してもらいました。それで4日間だったんですけど、参加することができました。

司会者 : どうもありがとうございます。
2番の方、お願いいたします。

経験者2 : 私も決まった段階で会社のほうに報告書を出しまして、許可をすんなりいただきましたので、参加することができました。

司会者 : 3番の方、お願いいたします。

経験者3 : 地域の仕事をしていますけど、特別予定が入っていませんでしたので、問題ありませんでした。

司会者 : どうもありがとうございました。
じゃあ、4番の方、お願いします。

経験者4 : 私は自営業なものですから、夫婦2人でしている仕事の量を1人でできるぐらいの量にあらかじめ減らしておいて、主人が1人でやったという感じです。私は4日間、裁判に参加して、事なきを得たといいますか、そういう感じです。

司会者 : どうもありがとうございます。
では、5番の方、お願いいたします。

経験者5 : 私も自営業なので、自由がききますので、それで参加をしました。

司会者 : どうもありがとうございます。
では、6番の方、お願いします。

経験者6 : 高校の教員をしておりますので、出頭しなさいという書類を学校のほうに提出して、そしたら特休でいいですよということでした。ただ、選

任されたら，また教頭のほうに連絡を入れますということで，選任されましたので，金曜日までかかります，じゃあ，金曜日まで特休ですねということで，特別休暇という形で処理をしていただきました。

以上です。

司会者： いずれも自営業の方，それから会社や学校の方，皆さんお休みをもらって参加していただいたということで，職場のほうにもいろいろ御迷惑をお掛けしましたが，無事に裁判員裁判に参加できたと，こういうことですかね。

どうもありがとうございます。

それでは，代表質問としてはこの程度でよろしいということですかね。

あとは個別に質問のある方からの質問をお受けしたいと思います。挙手をしていただいて，所属をおっしゃっていただいてから，御質問をお願いいたします。どうぞ。

N H K： 今日はお疲れさまです。

ちょっと個別の質問で何人かの方にお伺いしたいんですが，まず，4番の方にちょっとお伺いしたいんですけれども，先ほどのお話の中で，検察官の，多分，冒頭陳述の流れの中だったと思うんですけれども，最初に検察からの説明があって，その後に弁護人の話を聞くと，弁護人の主張がどうしても刑を軽くしてほしいというふうにしか受けとれないというようなお話があったかと思うんですけれども，要は検察のほうにどんどん気持ちが入ってしまったというようなお話があったかと思うんですけれども，それはその順番として，まず，要は検察のほうがこの被告人はこういうことが悪いんですよというのを指摘するかと思うんですが，その後に弁護人のほうはどうしてもそういうふうに受けとめちゃうというふうに感じられた，その辺，もう少しお伺いしたいなと思うんですが。

経験者4： 一応，今日の裁判はこんな内容の裁判ですよというのを最初にもらっ

て、最初に検察官の方から聞くじゃないですか。そしたら、どうしてもほぼゼロの状態から検察官のほうの意見を聞いたということなので、自分もそっちのほうに行っちゃうというか、何か、ちょっとあんまり説明が不十分かと思えますけど、自分が何か、気持ちがそっちに行っちゃったというんですかね。その後に、弁護人の方がこんな罪を犯したんですけど、刑を軽くしてください、軽くしてくださいというふうにしか自分として聞こえなかったという問題であって、どっちが悪いとかいいとかじゃなくて、率直な話、自分はそう、そのときそう思えたということなんですよ。いいですか。

N H K : 変な話、全く仮定の話なんですけど、順番が逆だったとしたら、何か違ったかとかと、今はお考えですか。

経験者 4 : 今考えると、まあ、それはあり得ることだと思うんですけども。今まで経験なかったから、検察官の言われることを信じるじゃないですけど、初めて理解するじゃないですか。その後、弁護人さんの話を聞いても、あんなことしたのになあ、弁護人さんはこんなことしか言わないなというような感じでただ受けとめたということです。

N H K : そのあたりの流れに関しては、裁判所のほうとか、終わった後にこういうふうに私、思ったんですけどみたいなことは裁判官の方とかには。

経験者 4 : 後で、控室に帰ったときにそういうふうな話もちょっと出たりして、経験がないから、どうしても最初はそんなふうに関心として受け止められるよねという話はほかの裁判員の方ともしたので。別に順番がどうだこうだというあれでもないです。

N H K : スタートがそういう気持ちで入られて、その後、証拠調べなんかもあって、最終的に判決を出されたかと思うんですけど、その流れの中ではいかがでした、その気持ちに変化というか。

経験者 4 : 中立の立場で考えるというふうな感じで後からはできたというふうに

思っておりますし、気持ち的には別に刑を重くしようとか、軽くしようとか、そういうふうな判断の材料にはならなかったです。

N H K : 分かりました。ありがとうございます。

別の方に質問してもよろしいですか。

司会者 : どうぞ。

N H K : 6番の方にお伺いしたいんですけども、守秘義務の関係で先ほどお話があったかと思うんですけど、翌日新聞に記事が載っていて、それで大分気持ちが楽になられたというふうにお話があったんですけども、変な話、当日、私、テレビなので、当日ニュースで放送したりもするんですが、やっぱり翌日、当日のうちはちょっと何かまだどこまで話しているのかなというのが分からないような状況でしたか。

経験者6 : そうですね。たまたま、私、今、担任してまして、担任している生徒の中で問題行動をちょうどそのときに起こした生徒がおりまして、当日は家庭訪問に行ったりとか、ばたばたして、ニュースあたりを見る時間がなくて、翌日新聞を広げたら載っていたものだから、当日はニュースを見る機会がなかったので、新聞で、あ、ほっとしたという感じを受けたというのが率直な印象でした。

N H K : 先ほど守秘義務の流れで質問があった際に、所長の方からもあったかと思うんですけど、要は、公開の法廷の場に出されたことはその守秘義務の範疇ではないというふうな説明というのは事前にありましたか。

経験者6 : それはあっていましたけども、まあ、私自身も公務員ですから守秘義務をいっぱい持っているんですけども、当然、評議とか、そういう個人的な意見を出したことに対しては出してはいけないというのは十分理解はしていたんですけども、初めての裁判員としての経験だったものだから、そこを少し守秘義務の範囲を広めに自分で持つておかないと、つつい話してしまいそうな気がして、そういう意識が自分の中に働いてい

たんだろうと思います。

NHK : 分かりました。もう1点、お伺いしたいんですけど、高校で先生をやっていたらしゃって、担任のクラスを持っていらしゃる。生徒さんにこうお話をされるというふうなお話も先ほど出たかと思うんですけども、例えば、言える範囲で、具体的に、例えば、生徒さんに対して、こういう話をしているとか、こういう意見交換をしているというのは、何かあれば教えていただければなと思います。

経験者6 : 主に生徒たちに行っているのは、裁判員、まあ、今は1年生の担任ですので、何年かすると成人します。そうすると、こういう機会に遭遇する生徒もおると思いましたので、こういうふうな流れで裁判員の候補になったよとか、選任の手续に行ったらたまたまこういう感じで当たって、その日から法廷でこういう仕事をしてきたんだよというようなのと、もう一つは裁判の流れを、私自身もよく知らなかった部分がありましたので、子供たちには最初にこういうふうな起訴状の朗読があってとか、そういうふうな流れを子供たちに少しずつ話をしていっております。

以上でよろしいでしょうか。

NHK : ありがとうございます。

もう一方、よろしいですか。

2番の方にお伺いしたいんですけども、先ほど評議の中のお話で、量刑を決める際に、何年かというのが、なかなかもう少し時間がないと分からないというふうに御意見があったかと思うんですけども、要は、量刑を、過去の量刑とか、判例を調べるようなそういう検索システムというのがあるかと思うんですけども、そういうものがあっても、もう少し最後話したいなという感じだったんですか、お気持ちとして。お話しいただける範囲で。

経験者2 : 求刑が16年ということで出ていたんですけど、もちろん、いろんな

判例も過去のやつを見せていただいて、結果的に参加した人、一人一人から何年かということで意見を聞かれて、やっぱり一人一人違うんですよね。そうなってくると、意見がまとまるまでにちょっと時間がもっと必要じゃないかと思ったんですけど。結果的にはお互いが歩み寄って、決まったような形なんですけど、あの辺はもうちょっと決めるまで時間があつたほうが、肝心なところなものですから、時間が必要だったんじゃないかなと、そういうふうに自分は思ったものですから、そういうふうに言いました。

N H K : その時間が必要というのは、要は参加されている裁判員の方の意見をもっと裁判官なりが集約する時間があつたほうがいいんじゃないかというような感じですかね。

経験者 2 : 話の中で、罪がどういうものかというのは十分に話し合つたんですけど、何年かという話になると、全く基準が分からないものですから、そこが最後に何年ですかという話になつても、どのくらい答えていいのか分からないし、みんなもやっぱりばらばらだったので、それが本当に妥当だったのかどうなのかなというのはありますね。今、ずっと気持ち、終わつても、ずっとやっぱり考えるところだったんです。

N H K : 分かりました。ありがとうございます。

司会者 : それではほかの方、どなたか御質問ございませんか。どうぞ。

熊 日 : 5番と6番の方にお伺いします。

皆さんが担当された事件では、ほかの関係者の裁判があつたことも御存知だと思つたんですけども、その裁判では、先ほどおっしゃつていた遺体の写真はうつ伏せのものだけじゃなくて、仰向けのものも出されて、ただし、その写真はイラスト風に画像処理されていたそうです。そういう配慮があつたわけですけども、皆さんがその事件の裁判員だったとしたら、やはりそういう配慮があつたほうがよかつたとお考えなのか、そ

れともやはり本物というか，実物がきちんと写った写真のほうが良いとお考えなのかどうでしょうか。

司会者： 5番の方からどうぞ，いかがですか。

経験者5： 私が思うには，実物はないほうが良いと思います。

熊日： 実物のほうが良い。

経験者5： いや，実物はないほうが良いと思います。

熊日： 実物ではないほうが良い。

司会者： 6番の方，いかがでしょうか。

経験者6： うつ伏せのは見たわけですね。あれの仰向けバージョンで，どうなのかな。そんなに強烈なやつではないと思いますので，私はできれば実物のやつを見せていただいたほうが，より，当然殺人罪の部分でしょうから，状況が分かるんじゃないかなと思います。

熊日： ありがとうございます。

司会者： ほかの方，どなたか御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

NHK： もう1点だけ，ちょっと皆さんにお伺いしたいんですが，裁判に出てくる用語について，今までもちょっとお話があったかと思うんですけども，今，振り返ってみて，裁判前と比べて，そういう司法用語に対する理解というのは深まりましたか。多分，裁判員を経験される前って，例えばニュースとかでも起訴しましたとか，求刑は何となく分かるかなと思うんですけど，冒頭陳述という単語を使っていたりしまして，そのあたりの言葉って，多分，何となく聞かれたかと思うんですけど，裁判員を経験されて，理解がどのように深まったとか，ちょっとまだ分からないとか，そういう御意見があれば皆さんにお伺いできればと思います。

司会者： 用語についての理解が深まったかどうかと，こういうことですね。

じゃあ，1番の方から順に，いかがですか。

経験者 1 : 経験する前よりは多少理解は深まりました。

司会者 : どうもありがとうございます。

では、2 番の方。

経験者 2 : それはやっぱり同じです。

司会者 : 3 番の方、いかがでしょうか。

経験者 3 : 用語自体は学生のとくに授業で習っただけですから、ある程度の知識はあったので、そんなに困難だという考えはなかったです。

司会者 : じゃあ、4 番の方、いかがですか。

経験者 4 : ある程度は理解できたと思っておりますし、テレビドラマみたいな感じで、裁判所の判決とか、そういう場面を思い返してみても、ああ、こういうものなんだなあというふうに思いました、そのとき。

司会者 : どうもありがとうございます。

5 番の方、いかがでしょうか。

経験者 5 : 多少は理解したと思えますけど、全く知識がないので、余り理解していないみたいな感じですね。

司会者 : 6 番の方、いかがでしょうか。

経験者 6 : 言葉だけは知っていたわけですが、実際に法廷の中で順番でこう行きますので、流れとかも、言葉だけじゃなくて、プラス流れまで理解できて、非常によかったなと思っております。理解は深まったと思っております。

N H K : ありがとうございます。

司会者 : ほかにどなたか御質問ございますか。どうぞ。

読 売 : 5 番の方に 1 点だけお伺いしたいんですけど、最終評議のときに裁判官の方たちが雰囲気づくりというか、話しやすい雰囲気はあったんですけど、なかなか話しにくかったというお話をされていたと思うんですけども、なぜ話しにくいと感じられたのかなというところをお願いします。

経験者 5 : 場自体は話しやすいようにしてあって、裁判官の方からも話しやすいように話されるんですけど、実際、ほかの裁判員の方たちもなかなか意見と見えますか、なかなか出づらい部分がありました。

司会者 : 雰囲気づくりはしてもらったけど、なかなか意見を言うのがなかなか難しかったと、こういうことですかね。

経験者 5 : そうですね。はい。自分に限らず、ほかの方もなかなか意見が出せないみたいな感じですかね。

読 売 : すみません。それは何か自分で決めていいのかという、責任の重さとかを感じてということですか。

経験者 5 : それもあると思います。自分はそれはありました。

読 売 : 分かりました。ありがとうございました。

司会者 : どうも、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにも御質問等なければ、この程度で質疑応答を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑応答を終わることにいたします。

本日、裁判員経験者の皆さんに本当にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。貴重な御意見を拝聴いたしました。これは国民の皆様非常にいいメッセージになったと思います。とともに、今後の実務の運用上、役立たせていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上